

熊本市障がい者相談支援事業業務委託 及び 熊本市障がい者地域支援事業業務委託 の 公募について（進捗状況報告）



平成29年11月24日
熊本市障がい者自立支援協議会

（1）事業の経緯、現在の状況

本市では、障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種の相談や必要な支援を行う「熊本市障がい者相談支援事業」を実施している。

平成26年度までは、15箇所の事業所が市から補助を受け、障がい福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を行っていた。

平成27年度からは、区ごとの適正配置及び地域の総合相談窓口としての機能強化の観点から事業再編を行い、公募による委託方式で市内9箇所に「熊本市障がい者相談支援センター」を開所している。

（2）熊本市障がい者相談支援センター（H27～29）

圏域	名称	受託者	住所
中央1	いんくる	特定非営利活動法人 自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本	中央区南坪井町10番11号
中央2	ウイズ	一般財団法人 杏仁会	中央区新大江3丁目20番3号
東1	青空	社会福祉法人 ライン工房	東区長嶺西3丁目1番35号
東2	きらり	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	東区尾ノ上1丁目16番21号
西	光	社会福祉法人 熊本県コロニー協会	西区春日1丁目3番18号
南1	じょうなん	社会福祉法人 慶信会	南区出仲間6丁目1番1号
南2	絆	社会福祉法人 恵春会	南区城南町沈目1502番地
北1	アシスト	医療法人 佐藤会	北区龍田町弓削704番地2
北2	なでしこ	医療法人 横田会	北区下硯川町480番地1

(3) 人員配置



■相談支援機能強化員 1名（常勤・専従）

- ・相談支援専門員かつ社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員等
- ・相談支援業務の実務経験が通算3年以上

■相談員 2名（常勤・専従）

- ・相談支援専門員

(4) 業務内容

<相談員業務>

- ① 福祉サービスの利用援助に関すること。
- ② 社会資源を活用するための支援に関すること。
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- ④ ピアカウンセリングに関すること。
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助に関すること。
- ⑥ 専門機関の紹介に関すること。
- ⑦ 虐待の防止及び早期発見のための情報収集、関係機関との連絡調整及び対応協力に関すること。
- ⑧ アウトリーチに関すること。
- ⑨ 市長が必要と認めるもの

<相談支援機能強化員業務>

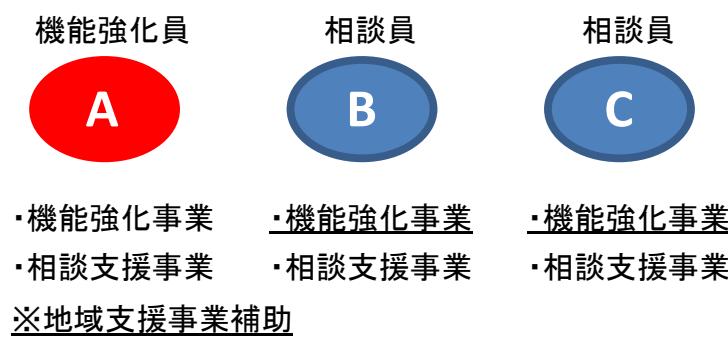
- ⑩ 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関すること。
- ⑪ 熊本市障がい者自立支援協議会において総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取組みに関すること。
- ⑫ 区毎の障がい福祉ネットワーク会議の開催及び運営に関すること。
- ⑬ 担当区域内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対する後方支援に関すること。

【H30～33】熊本市障がい者相談支援事業業務委託（委託相談支援） 熊本市障がい者地域支援事業業務委託（モデル事業）

（1）人員配置

＜地域支援モデル圏域：1ヶ所＞

- ・地域支援事業を行う地域支援員を新たに1名配置。



地域支援事業（モデル事業）は相談支援事業（従来業務）とは別契約を結ぶ。

※9箇所が決定次第、指名型（9者から希望者手挙げ）で募集予定

■相談支援機能強化員

1名（常勤・専従）

- ・相談支援専門員かつ 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員等
- ・相談支援業務の実務経験が通算3年以上

■相談員

2名（常勤・専従）※西のみ地域性を鑑み3名

- ・相談支援専門員

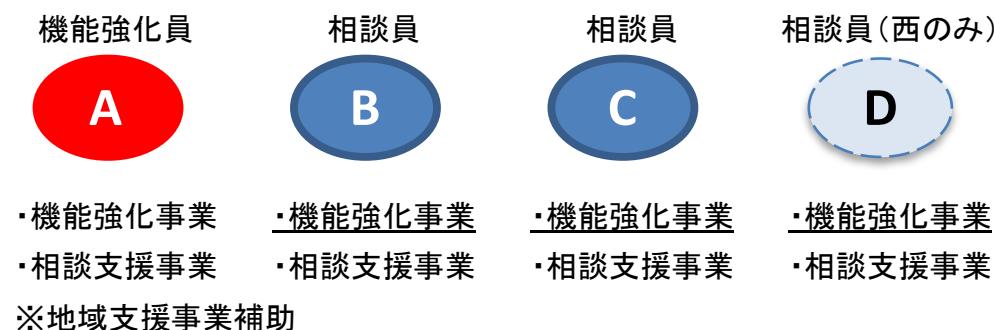
■地域支援員＜新＞

1名（常勤・専従）

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の国家資格又は介護支援専門員又は相談支援専門員

＜従来型：8ヶ所＞

- ・地域支援事業の効果的な進め方の協議や事業実施に協力。



(2) 業務内容

■熊本市障がい者相談支援事業 業務一覧 (H30~33)

※全ての熊本市障がい者相談支援センター（9ヶ所）が実施する業務

※ 下線：H30～追加

1 障がい者相談支援事業

障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業及びこれに関連する政省令等に定められた業務を行うものとして、以下の各号に掲げる業務を実施すること。

- ① 福祉サービスの利用援助に関すること。
- ② 社会資源を活用するための支援に関すること。
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- ④ ピアカウンセリングに関すること。
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助に関すること。
- ⑥ 専門機関の紹介に関すること。
- ⑦ 虐待の防止及び早期発見のための情報収集、関係機関との連絡調整及び対応協力に関すること。
- ⑧ アウトリーチに関すること。

※自ら積極的にサービスを利用することができず、現在サービスに繋がっていない障がい者への支援等を目的とした情報の収集や本人への接触など

- ⑨ 障がい者への差別的取り扱いに関する相談に関すること。
- ⑩ 災害時における障がい者への支援の協力に関すること。

2 相談支援機能強化事業

障がい者相談支援事業を円滑に実施するために、次の業務を実施すること。

- ① 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関すること。
- ② 熊本市障がい者自立支援協議会において総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取組みに関すること。
- ③ 区毎の障がい福祉ネットワーク会議の開催及び運営に関すること。
- ④ 担当区域内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対する後方支援及び相談支援専門員の**人材育成**に関すること。
- ⑤ 熊本市が熊本市障がい者地域支援事業を委託する事業者が事業を円滑に実施するための補助として行う、熊本市障がい者自立支援協議会及び相談支援機能強化員連絡会議等における熊本市障がい者地域支援事業に係る情報の収集や課題の集約、改善に向けた取組みに関すること。

※ 平成32年度より全ての事業所で地域支援事業を実施予定であることを念頭に事業実施

3 市長が必要と認めるもの。

■ 熊本市障がい者地域支援事業 業務一覧（新規・H30～33）

※モデル事業を実施する熊本市障がい者相談支援センター（1ヶ所）のみ実施する業務

（1）地域における障がい福祉に関する各種情報の収集・提供及び様々な関係機関とのネットワークの構築に 関すること。

- ① 地域で活用可能な機関や団体及び社会資源の把握を行い、地域課題を含めて整理する。
- ② 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、その他地域の関係機関との連携を図る。
- ③ 支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる。

（2）地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進に向けた取り組みにすること。

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に関する周知及び啓発活動を実施する。
- ② 障がい者センター制度等を活用した障がい者理解に関する周知や研修開催等の啓発活動を実施する。

（3）災害時における障がい者への支援体制の構築にすること。

- ① 災害発生に備え、校区防災連絡会議等への出席、避難訓練への連携・協力等、地域の関係機関と連携した障がい者への支援体制構築に向けた取り組みを行う。

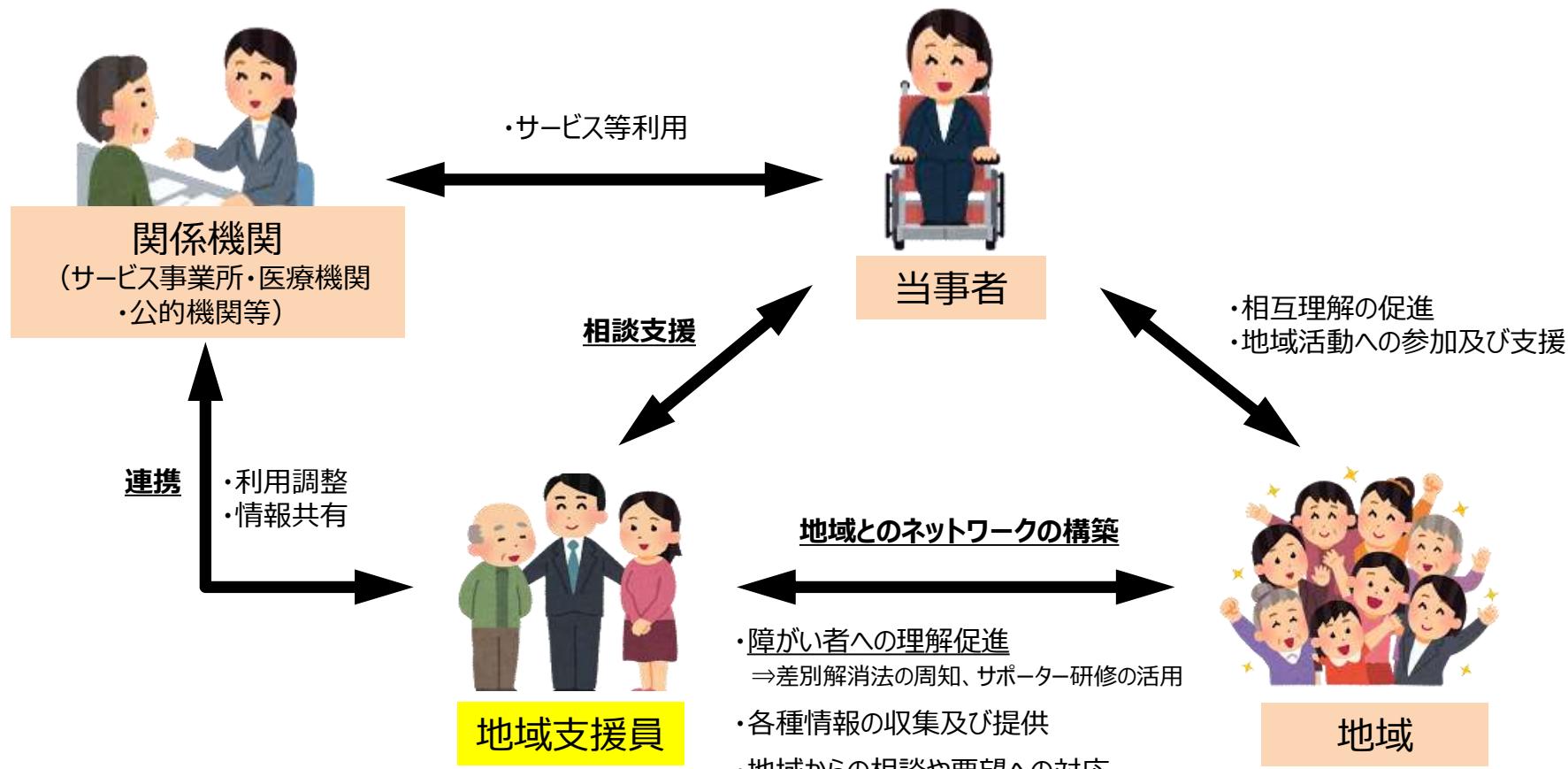
（4）地域生活支援拠点の設置に向けた各種取組みにすること。

- ① 熊本市障がい者相談支援センターを将来、地域生活支援拠点（平成32年度までに設置）の中核として位置づけるにあたり、区を基本とする地域において、障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートを行う。

（5）市長が必要と認めるもの

■ 地域支援事業のイメージ

- ・ 地域における様々な関係者（地域包括支援センター、民生・児童委員、町内自治会等）とのネットワーク構築を図る。
- ・ 地域において支援を必要とする障がい者を見出し、相談につなげる。
- ・ 地域住民の障がい者への理解を深め、当事者と地域の相互理解を図る。
- ・ 地域と関係機関、当事者と地域をつなぐ役割を担う。
- ・ 災害時の緊急対応（安否確認等）



※ 地域で活用可能な機関や団体及び社会資源の把握を行い、課題も含めて整理する。

(3) 指定相談支援事業所業務との兼務について

① 相談支援機能強化員 及び 相談員（相談支援事業）

- ・ 業務に支障がない範囲で、指定相談支援事業所業務（管理者、計画相談支援、地域相談支援）との兼務は可能とする。ただし、計画相談支援、地域相談支援の実施は1事業所あたり50件までとする。
- ・ 既に事業所が契約している計画相談の制限件数を超える分については、平成32年3月31日まで経過期間を設ける。

② 地域支援員（地域支援事業）

- ・ 業務に支障がない範囲で障がい者相談支援事業業務との兼務のみ可とし、その他業務との兼務は不可とする。

(4) 運営体制

① 契約期間 3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日）

※相談支援事業、地域支援事業とも

② 開設時間

◆基準開所日 月曜日から金曜日の日中を基本（必要に応じ土曜日、日曜日、祝日も開所）
※開設時間外においても、緊急時に市と連絡を取れるよう必要な措置を講じること。

◆基準開所時間 9時～17時

※基準開所日、基準開所時間以上の開所は提案に委ねる。

※緊急時の対応について： 平成30年度の開所時点においては、24時間相談受付は義務付けない。

(5) 公募スケジュール（予定） ※平成29年11月現在

時期	内容	
平成29年 9月	熊本市議会 補正予算議決	
10月	相談支援事業 （委託相談支援事業） 相談支援事業 公募開始 （10月10日～11月9日） " 事業者説明会 （10月17日）	地域支援事業 （モデル事業）
11月	相談支援事業 応募〆切 （11月9日） ヒアリング （11月下旬又は12月上旬）	
12月	※応募が無かった圏域の再公告開始予定（12月上旬） 選定委員会 （外部審査） 相談支援事業 受託候補者決定 （12月下旬）	地域支援事業（モデル事業） 指名型募集開始 : 相談支援事業受託候補者（9者）から選定 ※希望者手上げ（12月下旬～1月中旬募集）
平成30年 1月	開設準備	地域支援事業 応募〆切 ヒアリング （1月下旬又は2月上旬）
2月	開設準備・契約締結 ※再公告圏域の選定委員会・受託候補者決定（予定）	選定委員会 （外部審査） 地域支援事業 受託候補者決定
3月	開設準備	実施準備、契約締結
4月	業務開始	業務開始

※スケジュールは前後することがあります。

＜参考＞地域生活支援拠点整備について

(1) 目標（障がい者プランより）

住み慣れた家や地域の中で障がいのある人が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図る。

＜地域生活支援拠点等の整備＞

- 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据え、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなど）の強化に取り組む。

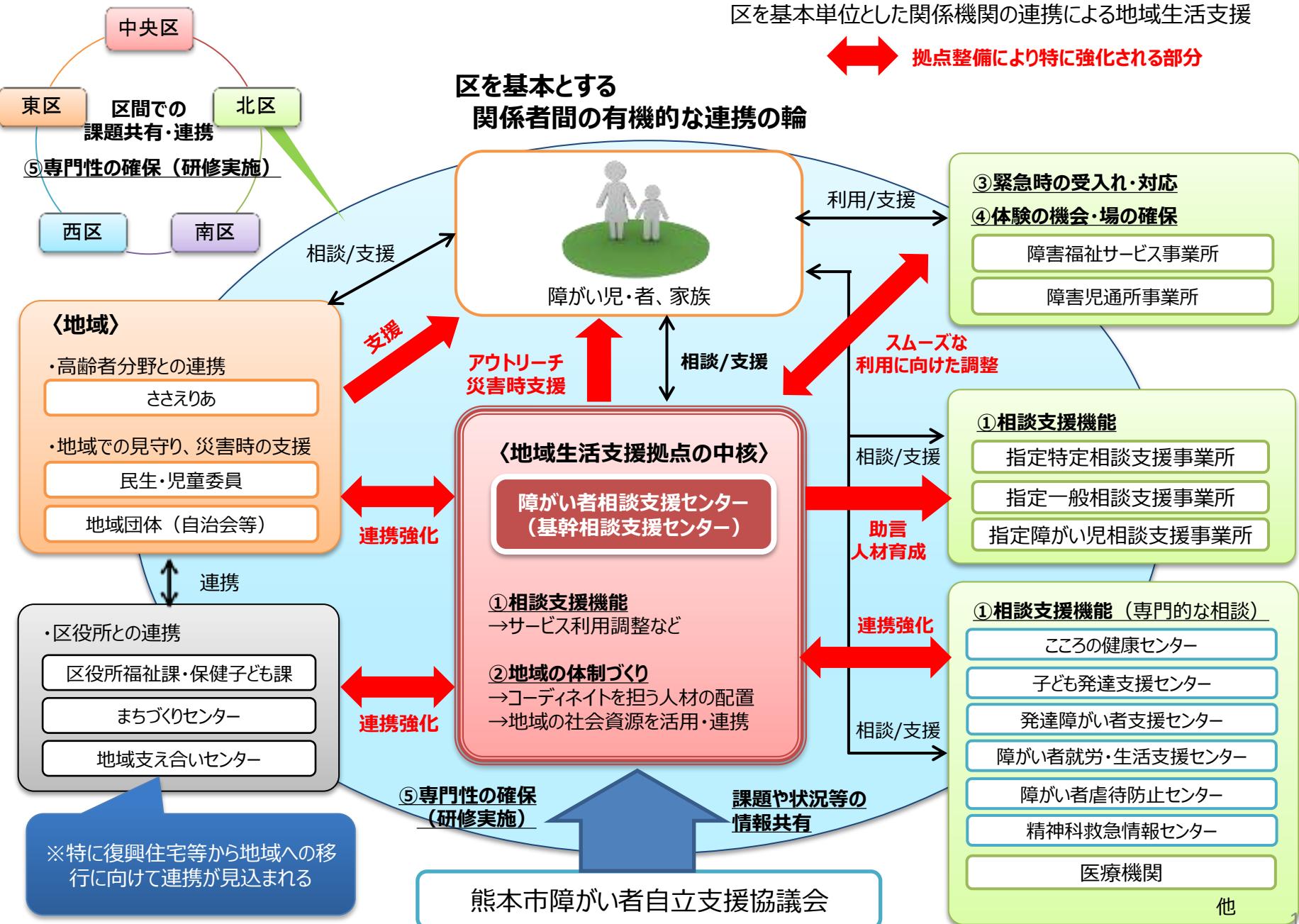
(2) 具体的な取り組み

- 現在の**熊本市障がい者相談支援センター（委託）**に地域との連携強化の機能を付加した基幹**相談支援センターを設置する。⇒ 当初は1箇所をモデル圏域とし、地域支援事業を実施**

＜主な機能強化内容＞

- ① 地域生活支援拠点におけるコーディネートを行う人材を配置
 - ② 地域の関係機関の連携強化に向けた取り組みの充実
- 熊本市障がい福祉計画（第5期）の中で、平成32年度末までに整備する「地域生活支援拠点等の整備」の相談支援機能の中核的な役割として位置づける予定。

(3) 熊本市の地域生活支援拠点等整備のイメージ



(4) 熊本市の地域生活支援拠点整備のスケジュール（現行案）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
熊本市 障がい福祉計画	◆障がい福祉計画（第4期）  (数値目標) 地域生活支援拠点等の整備 ⇒29年度末までに1箇所を整備	◆障がい福祉計画（第5期）  (数値目標) 地域生活支援拠点等の整備 ⇒32年度末までに少なくとも1箇所を整備 ※国の基本方針に合わせて策定予定。				
地域生活支援拠点等の整備	①相談支援機能	■熊本市障がい者相談支援センター (委託相談支援事業所) 市内に9箇所設置（3年契約）	■熊本市障がい者相談支援センター (委託相談支援事業所) 市内9箇所 + モデル事業（地域支援事業） (3年契約)	地域生活支援拠点整備		
	②地域の体制づくり					
	③緊急時の受入対応					
	④体験の機会、 場の確保					
	⑤専門性の確保					

自立支援協議会
(本会議・部会)で
モデル事業の検証
必要な機能の検討